

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 文化・観光局 観光課

法令名	旅行業法	法令番号	昭和27年法律239号				
手続名	旅行者等の登録の取消し等	根拠条項	第19条				
処分基準	<p>旅行業法第19条及び第71条並びに旅行業法施行規則第74条による。</p> <p>「旅行業法第19条第1項に基づく佐賀県旅行者の不利益処分の基準について」（平成29年4月18日観第93号）による。</p>						
対応区分	① 聴聞の実施	処理機関	観光課	交付機関	観光課	目次	
	2 弁明の機会の付与					No.	